

# 新型コロナウイルスに罹患した時 2022/7/31以前に感染が判明

PCR、その他の検査で陽性反応が生じた場合、陽性と診断された日から補償の対象となります。

いずれの場合も、医師の診断書、または療養証明書が必要となります。

## ■ 補償内容について

いずれも「保健所の指示」であること

- ① 自宅療養の場合 3000円×自宅待機日数（7日間上限）
- ② ホテル等宿泊施設の場合 4000円×宿泊療養日数（14日間上限）
- ③ 病院へ入院した場合 4000円×入院日数（21日間上限）

※ ②③の場合、その後の自宅療養期間は補償期間に含まれません。

## ■ 手続きの流れ

- ① 手続管理のため、専用フォームより感染が判明した日を報告してください。  
<https://forms.gle/Hrf2gXh2EV4Du4qs8>
- ② お住いの自治体に『療養証明書』の発行を依頼してください。
  - ※ PCR検査で「陽性」になった場合は、検査機関から地方自治体へ報告していますので、基本的には誰もが『療養証明書』の発行が可能です。
  - ※ WEBで発行申し込みができる場合がありますので、地方自治体のHPをご覧ください。
  - ※ 発行に時間がかかる場合でも、必ず発行を受ける必要があります。
  - ※ 罹患から3年以内であれば保険請求手続き可能です。
- ③ 保険会社への事故報告  
保険会社が指定する書式を学校用メールアドレスに送信します。  
必要事項をご記入の上、提出してください。
- ④ 感染見舞金の請求  
振込口座の指定など、感染見舞金の受領手続きを行います。  
この時に②の証明書を添付する必要があります。
- ⑤ 感染見舞金の振込を確認する。
  - ④で指定した振込口座に、共済見舞金が振り込まれますので確認してください。
  - 振込時期は感染状況（繁忙期）によりますが、3か月後程度の見込みです。

その他、ご不明点は学校までお問い合わせください。

加入保険 : Will2 一般社団法人日本看護学校協議会共済会の総合補償制度「Will」  
<https://www.medic-office.co.jp/will/students/>

以上